

平成30年 第6回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成30年第6回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成30年7月2日午前10時1分～午前10時57分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一		
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	大 場 男
	7 番	打 田 佳 史	8 番	福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美	10 番	浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
	13 番	谷 口 学	14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 (1名)	4 番	上 村 昌 規		
6 議事日程				
日程第1 総会会期の決定について				
日程第2 議事録署名委員の指名について				
日程第3 諸般の報告について				
日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について				
日程第5 議案第1号 土地の現況証明願書の交付について				
日程第6 議案第2号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について (除外)				
日程第7 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)				
日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画 (案) について (平成30年7月5日公告予定分)				
日程第9 協議案第1号 農地法第3条第2項第5号に定める下限面積について				
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代			
	係 長 佐 藤 文 紀 主任 石 橋 明 奈			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

開 会 宣 告

○事務局長 ただいまから平成30年第6回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。

本日の会議には、上村委員から欠席の届け出が提出されております。よって、本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかにりっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます

○川崎会長 皆さんおはようございます。現地確認が手間取りまして、少し遅れたことをお詫び申し上げます。

先日の道内研修には、それぞれ皆さんご協力いただきまして、事故なく帰ることができました。今回の研修につきましては、それぞれ皆さん、いろいろな思いで終わられたと思いますけれども、研修に先立ちましては、浦島専務、そして、佐藤委員さん、そして谷本幹事長中心とする幹事さんにご配慮いただきまして、大変楽しく実のある研修ができたこと、皆さん同じ思いであったなと思うところであります。どうか、いろいろなことで学んだ研修を、地域とかいろんな機会でお話しいただければと、そんなふうに思うところであります。

春先から順調な気温が続きましたけれども、6月の中過ぎから、低温、あるいは天候不順ということで、多分、6月の段階では平年よりも四、五日進んでましたけれども、今日も話していますと、もしかすると少し遅れ気味かなという感じがします。けれども、どうかこの後、いい天気にも恵まれまして、小麦もあと一月、あるかないかの時期になりましたから、どうかいい作になればなとそんなことを強く思っているところであります。

国会のほうではTPPが既に通過して決まったということで、農業新聞等も含めまして、いろいろと批判がありますけれども、それぞれ考え方は違いますが、そういう時流の中で、グローバルな中で生きていかなければならないのかなと、強く思うところであります。どうか農業委員の皆さんは、地域の代表者ですから、そういうものを的確に報告し合いながら、今後それぞれの地域でご活躍をいただいて、農業青年のために、少し

でも元気になるような言葉をかけていただければと思います。

(その他に)今週は、今、局長から報告がありましたけれども、6日の日に、3町の交流会、多分農業委員会としては初めて研修以外に、交流会、今年はパークゴルフ大会ですけれど、それをすることになります。どうか、皆さんの出席と、そして「たもっく」での焼き肉交流会につきましても、地元の農業委員として、礼をする意味で、接待の方もよろしくお願いを申し上げ、簡単ですけれども、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひします。

- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いいたします。
- 議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。
本総会の会期は、本日、一日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。
【なしの声】
- 議 長 なしと認めます。
本日の総会の会期は、本日一日限りに決定いたしました。
- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、5番、佐藤委員、12番、斉藤委員を指名いたします。
- 議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、6月4日、平成30年第5回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。
2番、6月6日、平成29年度美瑛町農業所得税対策協議会決算監査が開催され、古川委員が出席しております。
3番、6月8日、平成30年度美瑛町農業所得税対策協議会定期総会が開催され、会長、古川委員が出席しております。
4番、6月16日から6月17日、フィーリングチャンスinびえい初夏を開催し、会長、浦島委員が出席しております。
5番、6月18日、平成30年度第1回農業振興機構理事会在が開催され、会長が出席しております。
6番、6月21日から6月22日、美瑛町議会第3回定例会が開催され、会長が出席しております。

7番、6月26日から28日、平成30年度農業委員道内視察研修を開催し、会長外12が出席しました。以上です。

- 議長 長 これでは諸般の報告を終わります。
- 議長 長 日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の通知について。
事務局から報告をお願いします。
- 事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約のあった、貸主 ○○○○さん、借主 ●●●●さん外1件について、同法第18条の但し書きの規定に該当するので報告するものです。
番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△の内、面積△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから、借主 ●●●●さんへの基盤強化法による賃貸借ですが、6月8日付けで合意解約です。こちらの土地については、後ほど議案第4号にて賃貸借の申請が上がってきております。
続きまして、番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△、計△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 ●●●●さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、6月14日付けで合意解約です。こちらの土地につきましては、後ほど議案第4号にて売買の申請が上がってきております。
以上で説明を終わります。
- 議長 長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議長 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
- 議長 長 日程第5、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。
議案第1号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、土地の現況証明願書の交付について。
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった○○○○さん外1件の証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△、

地目、登記簿田、現況非農地、面積△, △△△㎡です。土地の所有者並びに申請人は、美瑛町字□□□□ ○○○○さん、農振農用地区域内、都市計画区域外です。この土地につきましては、40年前まで田の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定するものであります。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◇◇委員からの補足説明をお願いいたします。

○◇◇委員 ただいま事務局から説明のあったとおりです。当農地は、道路の拡幅により、家の建て替えとともに、代用地として用意された土地であります。本人の体調も不良ながら、健康なうちに地目の変更したいということで申請がありました。どうか協議のほうよろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
番号1番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。

○古川班長 今朝8時頃より現地確認を1班で見てきました。
この件の○○さんにつきましては、地番に照らし合わせると住宅が既に建っている。今回提出したのは、前回家を建てる前に、きちんと地目変更していなかったということで、今回、既に農地に戻せないということで、後出しになるんですけれども、○○さんにこのような手続きをしていただいて、委員会としては、認める方向で決まりました。以上です。

○議 長 ありがとうございます。
これより番号1番について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

【なしの声】

○議 長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第1号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
続いて、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△△△、地目、登記簿畑。現況非農地。面積△万△, △△△㎡で

す。

土地所有者並びに申請人は、美瑛町□□□□ ○○○○さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、30年前まで畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請をしているものであります。以上で説明を終わります。

○議長 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員であります私、◇◇から補足説明をいたします。

○◇◇委員 今、事務局からこの○○さんについて説明がありましたが、既に20年近く、農地として使用されていなかったということです。

今回この○○さんの（土地の）一部を、新規就農者の●●君に賃貸をした関係上、改善組合長にこの土地はなぜ○○君の方で借りなかったのか聞きますと、やはり相当、急傾斜ということで、蕎麦を蒔いても容易ではない。地元も○○君の方も、やらなかったということでございます。

○○さんもお高齢で、ここを変更した後は木を植えたいという目的を持ってますので、どうかご審議のほどお願いします。

○議長 長 番号2番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。

○古川班長 今、会長のほうから説明がありましたが、説明どおり急傾斜ということで、また、多少木も生えておりますし、今後のことを考えていくと、農地としての利用はほぼ難しいと、班としましては判断させていただきました。申請どおり問題なしと決定いたしました。以上です。

○議長 長 ありがとうございます。
これより、番号2番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。浦島委員。

○浦島委員 私もこのそば、○○さんから買っているんでありますけれども、この○○さんっていう人は、○○○○さんとは、どういう関係になれるの。○○○○さん所有じゃないんですよね。
（事務局：○○○○さんではありません）
別な○○さんですか。娘さんとかでなくて、そうですか。

○議長 長 番号2番について発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 それでは採決いたします。議案第1号、番号2番について、
 原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第6、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る
 農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
 それでは、議案第2号、番号1番について事務局から説明を
 お願いします。
- 事務局 議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域
 の変更について、除外。
 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に
 よる農用地区域の除外について、同法施行規則第3の2、第1
 項の規定により意見を付すの審議をお願いいたします。
 番号1番、字□□□□、地番△△△△-△△、登記簿現況と
 もに畑、面積△△△㎡。所有者、申出者共に字□□□□ ○○
 ○○。除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由と
 しては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以
 上で説明を終わります。
- 議 長 番号1番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いい
 たします。
- 古川班長 今、事務局のほうから、説明がありましたが、そういう理由
 で、班としましては申請どおり、問題なしと判断させていただきました。以上です。
- 議 長 番号1番について、発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 それでは採決いたします。議案第2号、番号1番について、
 原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め本件は、原案どおり決定いたしました。
- 議 長 続いて、番号2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号2番、字□□□□、地番△△△△-△△△及び△△△△-
 △△△、登記簿現況は畑及び田、合計面積は△△△㎡。所有者、

申出者共に□□□□ ○○○○さん。除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 番号2番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。

○古川班長 これもですね、この面積の他に、過去に建物が建っていた周辺は（恐らく既に除外が終わっていて）、今回（除外が漏れていたところが）申請上がってきて、そういったことから、今後、農地としての利用は難しいということで、班としましては、そういうことで、判断させていただきました。これも、申請どおり問題なしということになりました。以上です。

○議 長 ありがとうございます。これより、番号2番について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。議案第2号、番号2番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第3号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。
農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人 ○○○○さん、譲受人 ●●●●さん外1件の許可の可否について審議を求めるものです。
案件説明の前に報告させていただきます。お諮りする農地法第3条の申請案件全2件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われま。す。
機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと、農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしていることを申し添えます。
番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△-△△△外2筆、面積計△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転申請

です。

申請箇所は、JR美瑛駅から南に約△△kmの個所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願いますとのことです。価格は△万△,△△△円で10a当たり△△万円です。

詳細につきましては、議案4頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◇◇委員からの補足説明をお願いいたします。

○◇◇委員 所有権移転の申請で、(既に)認可をいただいた付帯地ということで△△△㎡という小さな面積ではありますが、問題はないかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 これより、議案第3号、番号1番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第3号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 つづいて番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△外3筆、面積計△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転申請です。

申請箇所は、JR美瑛駅から南に約△△kmの個所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願います、とのことです。価格は△万△,△△△円で10a当たり△△万円です。

詳細につきましては、議案5頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員であります◇◇委員からの補足説明をお願いします。

- ◇◇委員 はい、こちら先ほどの件と同じような形で、付帯地ということで、面積のほうも△△△㎡ということですので、問題はな
いかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 平間委員 ありがとうございます。
これより、議案第3号、番号2番について、発言のある方は
挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 なしと認め、これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。議案第3号、番号2番について、
原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画、案について、
平成30年7月5日公告予定分の件を議題とします。
議案第4号、番号1番から番号19番までの件を、一括して
審議いたしますので、事務局からの説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、農用地利用集積計画案について、平成30年
第6回平成30年7月5日公告予定分、○○○○さん外18件か
ら、利用権の設定等、所有権の移転7件、賃貸借12件につ
いて申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18
条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお
願いいたします。
番号1番及び2番は、字□□□□ ○○○○さんの経営規模
縮小に伴う農地処分です。
番号1番、字□□□□ ●●●●さんへの売買、田8筆、△
万△、△△△㎡、売買価格は△△△万円で10a当たり△△万
△、△△△円です。
番号2番、字□□□□ ●●●●さんへの売買、田3筆、△
万△、△△△㎡。売買価格は△△△万円で10a当たり△△万
△、△△△円です。
番号3番及び4番は、字□□□□ ○○○○さんの離農に伴
う相続地の処分です。今回の売買により、自留地を除き処分が
終了することになります。
番号3番、字□□□□ ●●●●さんへの売買、田2筆、9,438
㎡。売買価格は△△△万△、△△△円で、10a当たり△△万
△、△△△円です。
番号4番、字□□□□ ●●●●さんへの売買、田6筆、△
万△、△△△㎡。売買価格は△△△万△、△△△円で、10a当
たり△△万△、△△△円です。

番号5番、旭川市□□□□ ○○○○さんから、字□□□□ ●●●●さんへの売買、田2筆、△、△△△㎡。売買価格は△△△万△、△△△円で、10a当たり△△万円です。こちらは相続地で以前より賃貸借をしておりましたが、別人への売買により処分するものです。

番号6番、旭川市□□□□ ○○○○さんから、字□□□□ ●●●●さんへの売買、田1筆△、△△△㎡。売買価格は△△△万円で10a当たり△△万円です。こちらは報告第1号、番号2番で合意解約の通知のあったもので、貸借地の借受人への売買です。

番号7番、旭川市□□□□ ○○○○さんから、字□□□□ ●●●●さんへの売買、田2筆、△万△、△△△㎡。売買価格は△△△万△、△△△円で、10a当たり△△万円です。こちらは貸借地の借受人への売買です。

番号8番から12番につきましては、字□□□□ ●●●●への賃貸借で、いずれも期間更新です。今後3年以内に保有合理化事業への参加を予定しております。

番号8番、旭川市□□□□ ○○○○さんから、田3筆△万△、△△△㎡、△△万△、△△△円で10a当たり△、△△△円です。期間は3年間です。

番号9番、旭川市□□□□ ○○○○さんから田1筆、△万△、△△△㎡、△万△、△△△円で10a当たり△、△△△円です。期間は3年間で期間更新の他、報告第1号、番号1番で●●●●さんと合意解約した農地△、△△△㎡も含まれております。

番号10番、旭川市□□□□ ○○○○さんから、田4筆、畑2筆、△万△、△△△㎡、△△万△、△△△円で10a当たり田△、△△△円、畑△、△△△円です。期間は3年間です。

番号11番、字□□□□ ○○○○さんから、田1筆、△万△、△△△㎡、△万△、△△△円で10a当たり△、△△△円です。期間は3年間です。

番号12番、旭川市□□□□ ○○○○さんから、田1筆、△、△△△㎡、△万△、△△△円で10a当たり△、△△△円です。期間は10年間です。

番号13番、空知郡中富良野町字□□□□ ○○○○さんから、字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借、田1筆、△、△△△㎡、△万△、△△△円で10a当たり△万△、△△△円です。期間は5年間です。こちらはもともと旭川市□□□□ ○○○○さんの所有地でしたが、○○さんと●●さんの間で賃貸借をしており、期間更新予定となっております。3月に○○さんが亡くなられたため、娘さんである○○さんが相続しまして、賃貸借を継続することとなったものです。

番号14番及び15番は、旭川市□□□□ ○○○○さん、○○○○さん共有地の賃貸借で、いずれも期間は3年間、期間更新です。

番号 14 番、字□□□□ ●●●●さんへ田 2 筆、△万△、△△△㎡、△△万△、△△△円で 10 a 当たり△、△△△円です。

番号 15 番、字□□□□ ●●●●さんへ田 1 筆、△万△、△△△㎡、△△万△、△△△円で 10 a 当たり△、△△△円です。

番号 16 番、東神楽町□□□□ ○○○○さんから字□□□□ □ ●●●●さんへの賃貸借、田 2 筆、△万△、△△△㎡、△△万円で 10 a 当たり△、△△△円です。期間は 5 年間です。●●●●へ賃貸借していた農地ですが、期間満了に伴い、受け手を変更するものです。

番号 17 番、字□□□□ ○○○○さんから、字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借、畑 11 筆、△万△、△△△㎡、△△万△、△△△円で 10 a 当たり△、△△△円です。期間は 3 年間で、○さんの規模縮小に伴う貸借です。

番号 18 番及び 19 番は、字□□□□ ○○○○さんの離農に伴う農地処分で、1 年間の賃貸借ですが、今年度保有合理化事業参加予定です。

番号 18 番、字□□□□ ●●●●さんへ田 6 筆、△万△、△△△㎡、△△万△、△△△円で、10 a 当たり△、△△△円です。

番号 19 番、字□□□□ ●●●●さんへ田 1 筆、△万△、△△△㎡、△△万△、△△△円で 10 a 当たり△、△△△円です。

以上、設定を受ける者 19 件、14 名、1 法人。設定をする者 19 件、13 名、田 45 筆、29 万 1,085 ㎡、畑 15 筆、15 万 4,187 ㎡、計 60 筆、44 万 5,272 ㎡です。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第 4 号、番号 1 番から 19 番までの件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。

議案第 4 号、番号 1 番から番号 19 番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第 9、議案第 1 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に定める下限面積の設定について。

協議案第 1 号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 協議案第1号、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の制定について。

美瑛町農業委員会が農地法施行規則第17条で定める基準に従い、農地法第3条第2項第5号の面積について次のとおりとするものです。農地法第3条第2項第5号の面積「1.4 ha」。

北海道では、従来2 haが下限面積とされておりましたが、平成21年の農地法改正により別段面積を定めることは可能となり、本委員会では協議の末、「1.5 ha」としてきた経緯がございましたが、美瑛町が掲げる農業経営基盤強化促進基本構想内で、野菜専業、高収益作物トマト・アスパラなどの必要面積が「1.4 ha」と設定されているため、基本構想との整合性を図るため、下限面積を「1.4 ha」へ変更したいと考えておりますので、委員の皆様にお諮りいたします。

○議長 はい。今の協議案第1号について、発言のある方は、挙手願います。

今、事務局から説明があったとおりで、昨年までは、美瑛町の下限面積は「1.5 ha」ということで、やってきました。今回、今、(説明が) あったように、基本構想でトマトなど高収益作物については、「1.4 ha」という面積でできるとありますので、委員会の下限面積を下方修正しようということで協議案を出しました。ご意見をいただきたいと思っております。ありませんか。

【なしの声】

○議長 それでは、協議案第1号につきましては、議案書のとおりといたします。

○議長 以上をもちまして、平成30年第6回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成30年7月2日

美瑛町農業委員長

川 崎 章 道

美瑛町農業委員

佐藤千代志

美瑛町農業委員

斎藤幸一